

# 朝鮮植民地化100年を機に 日朝基本条約締結を



日朝国交正常化連絡会  
フォーラム平和・人権・環境

# 朝鮮植民地化100年を機に 日朝基本条約締結を

## ☆ 目 次 ☆

発行に当たって	2
- 日朝国交正常化連絡会の活動と目標	
日朝国交正常化に向けた私たちの提案	4
第1部　日朝基本条約案の内容と解説	6
日本国と朝鮮民主主義人民共和国との間の 基本関係に関する条約（案）	6
日朝基本条約案について	8
日朝基本条約・日韓基本条約対照表	10
日朝平壤宣言	14
第2部　共同提言「対北政策の転換を」	16
日朝国交正常化の必要性	16
日朝国交正常化の課題	20
これまでの国交正常化の努力の評価	23
日朝国交正常化の考え方、方法と工程	26
まとめ	31

## 発行に当たつてー日朝国交正常化連絡会の活動と目標

私たち「東北アジアに非核・平和の確立を！日朝国交正常化連絡会」は、東北アジアの平和定着をめざし、日本の歴史的責任の清算を推進するために、日朝国交正常化の早期実現を目的として、2008年7月24日、発足しました。私たちは、朝鮮半島を植民地化した「韓国併合」から100年目に当たる2010年には、日朝国交正常化に向かって決定的な前進をはかることを運動目標として合意しました。

「連絡会」は全国の市民団体・労働団体で構成されています。私たちは、すべての国の核兵器保有に反対し、東北アジアの平和と軍縮を心から願う立場で、日朝国交正常化を実現したいと考え、この一年間勉強会や全国の代表者会議などを重ねて、次のような方針を打ち出しました。

すでに、日朝平壤宣言において、日朝国交正常化のための大枠は合意されているのですから、日朝国交樹立のさいに締結されるべき日朝基本条約をわれわれの側で考え、討議して、政府や国民に提案することができるのではないかということです。そして、その内容をめぐって、国交正常化に向けた討論を社会的に広げていくきっかけが作られるはずです。

このような日朝基本条約を、歴史的な節目の年である2010年末までに日朝間で締結するように訴えていくことによってこそ、日朝国交正常化に決定的な前進をはかることができるのですから。

そうしたことから、日朝基本条約案を広く紹介し、討論をよびかけるために、このパンフレットを作成しました。

最初に収録したのは、鳩山新政権に対する私たちの要望書です。

次に日朝基本条約案を収録しました。その解説と、日韓基本条約と日朝平壤宣言との対比を示したものも加えました。

最後に連絡会の共同代表2名、顧問2名が加わった共同提言「対北政策の転換を」（雑誌『世界』2008年7月号掲載）を収録しました。ここに日朝関係に対する私たちの基本的な考え方が表明されています。

安倍晋三政権以降の自民党政権の対北朝鮮政策は、北朝鮮に圧力をかけて崩壊に追い込もうとするかのようなものでした。そのために、日本人拉致問題をはじめとする諸懸案は全く解決されないままでした。ですから、新しい政権は、これまでのような対北朝鮮政策を徹底的に検証し、建設的な政策をとってほしいと願

っています。

ありしも、米国は12月にボズワース北朝鮮問題担当特別代表を北朝鮮に派遣し、朝鮮半島の問題を話し合う流れを生み出そうとしています。



状況の変化を機に、新たなチャンスが生まれようとしているのです。拉致問題の解決とは何かを冷静に考え、拉致事件の真相を明らかにしていくことで、事態を進展させなければなりません。

そのためには、日本政府がより積極的に拉致問題に関する情報を公開することが不可欠です。これまでに起こったことは何であり何がわかっているのか、これからどういう課題を解決しいかなる目標を実現すべきかを明確にし、そのための政策について社会的合意を図ることが求められるでしょう。それと同時に、拉致被害者横田めぐみさんの両親の訪朝をはじめ、調査が進むような具体的な対策を実行すべきです。

このパンフレットをお読みになって、今日の日朝関係を考え、私たちの提案をご検討くださいるようにお願ひいたします。

東北アジアに非核・平和の確立を！日朝国交正常化連絡会

### 連絡会に参加してください

「東北アジアに非核・平和の確立を！日朝国交正常化を求める連絡会」は、大韓帝国が日本軍国主義によって併合された1910年から100年にあたる2010年までに国交正常化の決定的前進をかちとることを目標に、とりくんでいます。各地で東北アジアの平和と日朝国交正常化に向けて努力している団体・個人のみなさんはぜひともご参加ください。

共同代表 / 清水澄子（朝鮮女性と連帯する日本婦人連絡会）・福山真劫（フォーラム平和・人権・環境）・石坂浩一（立教大学准教授、事務局長兼任）・曹美樹（ピースボート）・伊藤晃二（長野）・三原誠介（岡山）・中村元気（福岡）

顧問 / 和田春樹（東京大学名誉教授）・吉田康彦（大阪法経大教授）・田中宏（一橋大学名誉教授）・河合秀次郎（東京ピョンヤン友好交流会議）・武者小路公秀（大阪法経大教授）

# 日朝国交正常化に向けた私たちの提案

2009年12月1日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

外務大臣 岡田 克也 様

東北アジアに非核・平和の確立を！

日朝国交正常化を求める連絡会

共同代表 石坂浩一・清水澄子・福山真劫

曹美樹・伊藤晃二・三原誠介・中村元気

## 日朝国交正常化に向けた私たちの提案

日本の新政権に対して内外から、友愛と平和を具体化する新しい政策を実行することが期待されています。これは拉致問題解決のためにも、非核と平和のためにも、必要かつ重要なことです。特に来る2010年は朝鮮半島を植民地化した「韓国併合」から100年目にあたり、日朝関係にとってきわめて重要な年です。鳩山首相は国連総会の演説で、日朝平壤宣言に基づいて、諸懸案を解決し、日朝国交正常化をめざすとの決意を表明されました。私たちはその表明を支持します。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化交渉が始まってから18年、小泉訪朝、日朝平壤宣言からも7年の歳月がすぎています。隣国との国交正常化交渉が今に至るまでまったく前進しないということ、異常なことといわざるをえません。

安倍政権が拉致問題が日本にとっての最重要課題であると表明し、圧力を加えて北朝鮮を屈服させようとする政策をとったため話し合いの道もかえつて閉ざされてしまったのです。貿易も船舶の往来もストップし、国家間接触が断絶した状態に立ち至っています。

しかし米国はクリントン元大統領の訪朝以後、北朝鮮を六者協議に復帰させるため北朝鮮との対話の道をさぐってきました。いよいよ実現するところに来ようとしています。韓国も玄貞恩現代グループ会長の訪朝以来、北朝鮮との交渉を再開しています。北朝鮮にこれ以上の核実験や核兵器生産を行わないようにするためにも、日本も進んで北朝鮮との交渉を開始し、東北ア

ジアの平和の枠組作りに貢献することが必要です。再開される六者協議のなかで十分な役割を果たすためにも、このことが望されます。

私たちはこのような状況を踏まえ、鳩山政権に対し朝鮮政策の新たな決断を求めるものです。

- 1) 拉致問題の解決を国交正常化の前提条件とする自民党内閣の原則を転換し、「日朝国交正常化の過程で拉致問題の解決をはかる」という日朝平壤宣言の原則に立ち返ることが必要です。
- 2) 対話再開の糸口として、昨年6月の日朝実務者協議において合意した、日本人拉致問題の再調査と制裁の一部解除の同時実施という立場に戻り、それを実行に移すことが必要です。
- 3) 東北アジアにおける核問題解決のため、北朝鮮の核廃棄に向けて日本が役割を果たすとともに、六者協議を再開させ非核と平和共存の枠組み作り、東北アジア非核地帯化をめざすべきです。
- 4) 日朝平壤宣言に立脚し、日朝国交正常化交渉を再開することが必要です。その主題は国交樹立のための日朝基本条約に関して交渉することです。「併合」100年という機会を逃さず、植民地支配に対する謝罪と反省の立場を政府があらためて宣言などの形で明らかにし、姿勢を示すことは、南北朝鮮に対する信頼を構築する基礎となるはずです。
- 5) 北朝鮮にいる広島・長崎の被爆者に対しては、国交正常化以前であっても支援措置が十分可能です。これを具体的に検討し実行することを求めます。
- 6) 日朝交渉の進展と合わせて、食糧事情の改善が進まないと伝えられる北朝鮮への人道支援を再開すべきです。また、民間の支援事業を制約することのないよう配慮し、むしろ北朝鮮との交流を拡大することで懸案解決の糸口のヒントとすべきではないでしょうか。
- 7) 在日朝鮮人に対する「法令厳密適用」という名のハラスメントを中止し、植民地支配によって日本に在住することになった人びととその子孫に対するしかるべき人権を保障すべきです。そのために、国際的人権に関わる諸条約、規約にのっとり、民族教育への支援などを具体的に検討すべきです。

以上のような私たちの提案を参考に、積極的な北朝鮮政策を進めていくことを強く要請します。

## 第1部 日朝基本条約案の内容と解説

### 日本国と朝鮮民主主義人民共和国との間の 基本関係に関する条約(案)

日本国及び朝鮮民主主義人民共和国は、

かつて日本国が朝鮮民族の意志に反して植民地支配を強要し、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を確認し、この事実に対する日本国の反省とお詫びの気持ちが両国民の間の善隣関係の出発点となるとの認識を共有し、

主権の相互尊重の原則に基づく両国関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため、並びに国際平和及び安全の維持のために、

相互の関係の発展が両国が従来維持してきた他の諸国との関係の発展に寄与することを確信して、

この基本関係に関する条約締結を決定し、よってその全権委員として次の通り任命した。

日本国

日本国外務大臣

朝鮮民主主義人民共和国

朝鮮民主主義人民共和国外務大臣

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

#### 第一条

両締約国間に、外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

#### 第二条

1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、無効であることが確認された。

#### 第三条

朝鮮民主主義人民共和国は、その有効的に支配する領域における合法的な政府であることが確認される。

#### 第四条

日本国はかっての植民地支配によってもたらした損害と苦痛に対する反省とお詫びの気持ちから出発して、国交樹立後、適当な期間にわたり、無償資金協力、低金利長期借款供与等の経済協力を実施する。その具体的規模と内容については、すみやかに協議を行い、協定を締結するものとする。

#### 第五条

両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を速やかに開始するものとする。

#### 第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を速やかに開始するものとする。

#### 第七条

日本国に居住する朝鮮民主主義人民共和国の公民は、日本国の法律によって基本的人権と民族的権利を保障される。

#### 第八条

両締約国は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認し、かって両締約国の関係が不正常であった時期に発生した遺憾な問題の結果について救済の努力をつづけることを確認する。

両締約国は、安全保障の確保と相互信頼の醸成に努力し、地域の平和と非核化のために協力することを確認する。

#### 第九条

この条約は批准されなければならない。批准書は、できるかぎり速やかにピョンヤンで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

---

## 日朝基本条約案について

---

日朝国交正常化の過程は、(1)日朝国交樹立 = 日朝基本条約調印、(2)経済協力協定交渉、(3)経済協力協定(実施10年)調印、(4)経済協力実施開始、(5)経済協力実施終了からなる。2010年には、このうちの第一段階、日朝国交樹立 = 日朝基本条約調印をめざす。2010年にこれを実現するための運動の柱として、日朝基本条約についての提案を国民の側から行う運動を考える。

日朝基本条約の支持声明や支持署名運動、新聞広告などが考えられる。

日朝基本条約を考えるには、1965年の日韓基本条約をベースにする必要がある。ただし、2002年の日朝平壤宣言によって新しい内容が日朝国交正常化に付け加えられているので、この点を日朝基本条約に反映させる必要がある。このような基本的な観点から、日朝基本条約案を作成した。

日韓基本条約の前文には、かつての植民地支配の歴史には一切触れていない。しかし、村山談話、日朝平壤宣言をふまえた日朝基本条約の前文は、平壤宣言から植民地支配がもたらした損害と苦痛に対する反省と謝罪を取り入れることが必要である。ただし、併合100年には、日本政府として、植民地支配が強制されたものだという認識を含んだ新しい総理談話を出すことが予想されるので、日朝基本条約には、その点も付け加えている。

第一条は日韓基本条約と同じである。

第二条は併合条約の無効に関する規定である。日韓条約においては、英文の正文において併合条約はalready null and void ということで合意した。これを日本側は「もはや無効」とあると訳し、併合条約は当初は有効であったが、1948年大韓民国の成立とともに無効になったと解釈した。韓国側は、「すでに無効」と訳し、当初より不当、不法、無効であったと解釈した。

日本の韓国併合は、朝鮮民族の意志に反して、力で強制されたものであり、不当なものであった。1910年8月27日に調印された併合条約は、第1条で、「韓国皇帝陛下ハ……一切ノ統治権ヲ……日本國皇帝陛下ニ譲与ス」と記し、第2条で「日本國皇帝陛下ハ……韓國ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス」と記したものであった。併合は力により強制されたものであるのに、大韓帝国皇帝が自発的に統治権を譲与したとするのは、現実を覆い隠す虚偽のストーリーである。併合条約は不当、不義のものである。

日本政府としては、村山首相が、村山談話を前提として、1995年10月11月の国会答弁や金泳三大統領に対する親書で、併合条約について、「双方の立場が平等であった」とはいえない、威嚇を加えながら、併合条約の調印を強要したという「事実はあった」、「民族の自決と尊厳を認めない帝国主義時代の条約」であったと認めた。野坂浩賢官房長官も10月13日「日韓併合条約は、韓国や北朝鮮の国民の皆さんからみれば極めて強制的なものだった」と認めた(朝日新聞、13日夕刊)。

今日では日韓条約第2条については、現時点で韓国側の解釈を受け入れなければならない。とすれば、日韓条約を前提とする日朝条約では、alreadyを取り去り、null and void であると言い切るのが妥当である。

第三条は、日韓条約では「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」となっていた。これは韓国側が大韓民国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であると主張したのに、日本側が大韓民国政府は38度線以南の地域で選挙により選ばれた政府であると認めるに主張していくしかなかったため、生まれた条項である。これまた同一の条項を日韓双方が異なった解釈をしている。日本語訳文は日本側の解釈に添っている。韓国側の訳文では、「国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおり、朝鮮にある唯一の合法的な政府である」となり、韓国側の解釈に添っている。振り返ってみれば、韓国は南側だけの正当政府であり、北側には別の政府があるとみた日本政府の立場が適切であったということになる。今日では、南北の朝鮮が国連に同時加盟しており、金大中大統領と金正日国防委員長との共同宣言も出ている。

したがって、日朝条約では簡単に朝鮮民主主義人民共和国がその統治する範囲での正当政府であることを承認すればよいのである。

第四条は、日韓条約では、国連憲章を遵守するという条項になっているのを除去して、代わりに、平壤宣言から経済協力の約束をとり、書き込んだ。平壤宣言第2項には次のようにある。

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及

び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。」

これを第四条は要約した。

第五条、六条は日韓基本条約と同じである。

第七条は、平壤宣言第2項の在日朝鮮人問題への言及（「双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした」）にもとづき、あらたに作成した。この条文はもっとも多くの議論と検討を要するところである。

第八条は、平壤宣言にある対立の除去、過去の不祥事への言及、地域平和、核問題への言及を取り入れて、あらたに作成した。まず平壤宣言第3項は次のように述べている。

「双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した。」

ここから「両締約国は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認し、かつて両締約国の関係が不正常であった時期に発生した遺憾な問題の結果について救済の努力をつづけることを確認する」という第八条第一項をつくった。

さらに平壤宣言第4項は次のように述べている。

「双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。・・・双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。」

ここから第八条の第二項、「両締約国は、安全保障の確保と相互信頼の醸成に努力し、地域の平和と非核化のために協力することを確認する」をつくった。

第九条は、日韓基本条約の第七条と同じである。

## 日朝基本条約・日韓基本条約対照表

	日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約	日本国と朝鮮民主主義人民共和国との間の基本関係に関する条約(案)
前文	<p>日本国及び大韓民国は、</p> <p>両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び</p> <p>主権の相互尊重の原則に基づく両国関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため、並びに国際平和及び安全の維持のために、</p> <p>両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、</p> <p>1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び1948年12月12日に国際連合総会で採択された決議第195号(Ⅲ)を想起し、</p> <p>この基本関係に関する条約締結を決定し、よってその全権委員として次の通り任命した。</p>	<p>日本国及び朝鮮民主主義人民共和国は、</p> <p>かつて日本国が朝鮮民族の意志に反して植民地支配を強要し、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を確認し、この事実に対する日本国のお詫びの気持ちが両国民の間の善隣関係の出発点となるとの認識を共有し、</p> <p>主権の相互尊重の原則に基づく両国関係の正常化に対する相互の希望を考慮し、両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため、並びに国際平和及び安全の維持のために、</p> <p>両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、</p> <p>相互の関係の発展が両国が従来維持してきた他の諸国との関係の発展に寄与することを確信して、</p> <p>この基本関係に関する条約締結を決定し、よってその全権委員として次の通り任命した。</p>

	<p>日本国外務大臣 椎名悦三郎 高杉晋一</p> <p>大韓民国</p> <p>大韓民国外務部長官 李東元</p> <p>大韓民国特命全権大使 金東祚</p> <p>これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。</p>	<p>日本国外務大臣</p> <p>朝鮮民主主義人民共和国</p> <p>朝鮮民主主義人民共和国外務大臣</p> <p>これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。</p>
第一条	両締約国間に、外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。	両締約国間に、外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。
第二条	1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、 <u>もはや無効であることが確認された。</u>	1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、無効であることが確認された。
第三条	大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。	朝鮮民主主義人民共和国政府は、その有効的に支配する領域における合法的な政府であることが確認される。
第四条	(a)両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。(b)両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。	日本国はかつての植民地支配によつてもたらした損害と苦痛に対する反省とお詫びの気持ちから出発して、国交樹立後、適当な期間にわたり、無償資金協力、低金利長期借款供与等の経済協力を実施する。その具体的規模と内容については、すみやかに協議を行い、協定を締結するものとする。

第五条	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、その貿易海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第六条	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。	両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。
第七条		日本国に居住する朝鮮民主主義人民共和国の公民は、日本国の法律によって基本的人権と民族的権利を保障される。
第八条		両締約国は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認し、かつて両締約国の関係が不正常であった時期に発生した遺憾な問題の結果について救済の努力をつづけることを確認する。 両締約国は、安全保障の確保と相互信頼の醸成に努力し、地域の平和と非核化のために協力することを確認する。
第九条	[第七条]この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。  以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。	この条約は批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにピョンヤンで交換されるものとする。この条約は批准書交換の日に効力を生ずる。  以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

---

## 日朝平壤宣言

---

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺

憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した。



4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国  
総理大臣  
小泉 純一郎

朝鮮民主主義人民共和国  
国防委員会 委員長  
金 正日

2002年9月17日

平壤



9月17日に、連絡会参加団体は国交正常化を求めるとりくみを全国各地で実施

## 第2部 共同提言「対北政策の転換を」

(雑誌『世界』2008年7月号掲載、共同提言者肩書は掲載時のもの)

石坂浩一(立教大学教員)、川崎哲(ピースボート共同代表)、姜尚中(大学教員)、木宮正史(東京大学大学院准教授)、小森陽一(東京大学教員)、清水澄子(平和フォーラム副代表)、田中宏(龍谷大学教授)、高崎宗司(津田塾大学教授)、水野直樹(京都大学教員)、山口二郎(北海道大学教授)、山室英男(評論家、元NHK解説委員長)、和田春樹(東京大学名誉教授)

### 1 日朝国交正常化の必要性

日本外務省のホームページで「世界の国」のリストを見ると、日本以外には193の国の名が記載されている(2008年3月現在)。台湾の中華民国を日本は国と認めていないので、ここには出てこない。この193カ国中正式の国交がないのはただ一国である。ヴァチカン公国をのぞく国連加盟国(日本以外の)191ヶ国をとっても、このことは変わらない。ただ一国とのみ国交をもたず、のこりのすべての国連加盟国と国交を有している。この世界において日本が国交をもたない唯一の国とはいかなる国であるか。その国とは朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)である。ひとたびこのことに思いをいたせば、この国とわれわれの国との関係がいかに不正常なものであるかがわかるというのだ。

他方で、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は世界中の162カ国と国交をもっている。つまりたいがいの国とは国交があるということである。ロシア、中国、ベトナム、キューバ、東欧諸国はもとより、フランスをのぞくEU諸国、イギリス、ドイツ、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ノルウェーなど、それからほとんどすべてのアフリカ諸国、中東諸国、アジアではインド、パキスタン、インドネシア、タイ、ミャンマー、フィリピンなど、環太平洋の国ではオーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリなどとは国交をもっている。

北朝鮮と国交がないのは、米国、韓国、日本、フランス、イスラエル、サウディ・アラビア、中南米諸国など30カ国ぐらいである。このうち米国と韓国は朝鮮戦争をした。フランスは遠いヨーロッパの国、中南米の大西洋岸の国も遠い。しかし、北朝鮮と日本は一衣帯水の隣国、もっとも近い隣国の一

つなのである。日本が世界中の国と国交をもちながら、隣国朝鮮民主主義人民共和国とは国交をもっていないというのは異常である。

1500年の交流　日本は朝鮮半島より古来さまざまな文化的な恩恵を受けてきた。朝鮮半島北部の国、高句麗とも重要な関係があった。高句麗が平壤に遷都したのが427年であるが、日本と高句麗の国交は470年にはじまっている。高句麗の僧慧慈が渡来て聖徳太子の師となったのが595年である。高句麗の壁画古墳が日本の高松塚古墳、キトラ古墳などに影響を与えていることは、青龍、白虎、朱雀、玄武の四神図とともに名高い。日本と朝鮮半島北部との文化的関係は1500年以上も前にはじまっているのである。

歴史が下がると、日本は朝鮮半島に何度も攻め込んだ。そのたびごとに日本軍は平壤を占領した。豊臣秀吉の朝鮮侵略のさい、小西行長の先鋒軍は1592年平壤を攻略し、6ヶ月間ここを占領した。このとき東海岸の咸鏡道には加藤清正の軍が侵入していた。翌年明と朝鮮の連合軍は平壤を奪還し、小西の軍は南へ退却した。つづいて加藤の軍も咸鏡道から撤退した。靖国神社境内にあって、先年返還された北関大捷碑は日本軍を撃退した戦いを称えて北関に立てられた碑であった。

次は近代の日清戦争である。日清戦争の最大の地上戦闘は平壤の戦いであった。1894年9月15日、日本軍は平壤に集結した清国軍をうち負かし、平壤を占領した。玄武門やぶりの武勲を立てた兵卒原田重吉は近代日本国家最初の軍人英雄となった。田山花袋は『東京の三十年』の中で「私は戦争を思い、砲煙の白く炸裂する野山を思った。自分も行って見たいと思った。牙山の戦い、京城仁川の占領、つづいて平壤のあの大きな戦争が戦われた。月の明るい夜に、十五夜の美しい夜に」と書いた。従軍を望んでいた正岡子規も「長き夜の大同江を涉りけり」と歌っている。

高句麗から与えられた文化面での恩恵と度重なる日本軍の平壤の攻略と占領　19世紀までの歴史において、日本と朝鮮北部は二重の因縁で結ばれていた。そういうところにある国が国交をもっていないというのは異常である。

36年間の植民地支配　それだけではない。20世紀はじめ、日本は全朝鮮半島の支配をめざして、それを認めるようにロシアに迫った。ロシアは北緯39度以北の朝鮮を中立地帯とするように主張して、日本の要求を受け入れなかつた。日本は交渉をうち切って、日露戦争をはじめた。日本はまず朝鮮全土を占領して、大韓帝国を屈服させた。戦場で敗北を重ねたロシアはポーツマ

ス講和で日本の朝鮮支配を受け入れた。ついに1910年日本は韓国を併合し、植民地とした。日本の朝鮮植民地支配は36年におよんだ。

植民地支配が朝鮮社会を大きく変えた。朝鮮は日本の大陸侵略のための拠点となり、15年戦争の時代には兵站基地となった。朝鮮半島北部は戦争のための重化学工業の中心地であった。そこからはじまった日本有数の企業も知られている。小野田セメントのおこりは平壌工場であり、水俣の公害で知られるチッソは朝鮮窒素興南工場の建設によって飛躍した企業である。

植民地支配は多くの苦痛と損害を朝鮮の人々に与えた。その犠牲者の典型は慰安婦とされた女性たちである。朝鮮の北部からも慰安婦とされた人々が出ている。1991年にはじめて慰安婦として名乗り出て、日本を告発した金学順ハルモニは平壌で育った人である。また慰安婦の写真としてよく知られているのは雲南で保護された北朝鮮出身の朴永心ハルモニを写した写真である。

植民地化、植民地支配に抵抗する人々も現れた。朝鮮が植民地化される以前から、朝鮮北部はキリスト教が盛んになり、平壌は「朝鮮のエルサレム」とよばれた。やがて北朝鮮は天道教の地ともなり、そして共産主義運動の地となった。日本帝国主義に抵抗した朝鮮の民族主義者である安重根、安昌浩、金九、李承晩はいずれも朝鮮北部諸道の出身である。そして満州の地で抗日武装闘争を行った金日成は平壌郊外のキリスト者の家庭に育ち、同じく崔庸健も定州のキリスト教系学校で学んだ人である。

植民地支配は1945年に終わった。そのときから63年が経過したが、朝鮮北部に生まれた朝鮮民主主義人民共和国との間には、植民地支配の清算がいまだ終わっていない。日本は1945年8月15日以前の関係を清算する作業をアジア諸国との間でながい歳月かけておこなってきた。この国との清算は最後に残った作業である。

全面的な関係遮断状態 今日北朝鮮は世界でもっとも特異な体制の国と考えられている。ソ連型の社会主义国がその母国ソ連をはじめ、つぎつぎと崩壊し、共産党一党体制を維持する中国、ベトナムも改革開放、ドイモイ政策をとって大きな変貌発展をとげているとき、北朝鮮は建国の指導者金日成のつくった体制を継承して、金正日国防委員会委員長を絶対的指導者とする「先軍体制」をとり、敵対と緊張の中で改革開放を拒んでいるようにみえる。この国的人口は2331万人(2002年)であり、食糧需要量は世界保健機構によれば、524万トン、韓国の統計庁では646万トンと計算されるが、2004年の穀物生産量は国連の調査で496万トンしかなく、需要量を大きく下回っている。

90年代の一時期には大量の餓死者が出た、いまも慢性的に食糧が不足している国、貧しい国である。しかし、軍備は110万人の兵力をもち、中距離ミサイルを実戦配備しており、核兵器を保有するにいたっている。

2006年にミサイルの発射演習が行われ、核実験があこなわれたことに対して、日本は経済制裁を加え、今日なお続いている。北朝鮮の日本に対する輸出は拒絶され、北朝鮮の船舶の日本への入港は禁止され、北朝鮮からのヒトの訪日は原則禁止されている。国交がないというだけでなく、ほとんど全面的な関係の遮断に近い状態である。北朝鮮があこなった日本市民の拉致は最大の問題だと日本の中では意識されており、その解決への動きがストップしていることも一層対北朝鮮感情を悪化させている。そして以上のすべてのことから、北朝鮮は、今日世論調査で、日本人がもっとも「嫌い」だとする国である。

このままでよいはずがない。隣の国を理解しようと努めること、その苦難に同情すること、隣人が飢えていれば助けること、敵対と緊張をつくりだす要因をとりのぞくこと、危険な核ミサイルの開発配備をやめさせること、拉致問題の解決を進めること、隣国を「嫌う」のをやめるように努力すること - これが当然に必要である。

この関係を変えるために 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とわれわれの関係を変えたい、この国のありかたも変わってほしいと思うなら、世界のすべての国の中でこの国とのみ国交をもたない、この国との過去の歴史を清算しないままにしている、そういう自国のありかたを変えることが必要不可欠なのである。



2009年2月26日、連絡会は丁世鉉韓国元統一部長官を招いての講演会を開催

## 2 日朝国交正常化の課題

植民地支配の清算 朝鮮半島の南北を覆った日本の植民地支配は1945年に終わった。南の大韓民国とは20年後の1965年に国交が結ばれた。日本は無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力をを行うことを約束したが、そのとき日本は、植民地支配は合意による条約に基づいたものであり、反省も謝罪も必要ないという立場をとっていた。批准国会で佐藤首相は述べた。「条約であります限りにおいて、これは両者の完全な意思、平等の立場において締結されたことは、私が申し上げるまでもありません。」わずかに椎名外相は仮調印のさいの共同コミュニケの中で「このような過去の関係は遺憾であって、深く反省している」と述べたに過ぎない。

日本政府が植民地支配について正式に表明したのは、それから30年後の1995年の村山首相談話においてである。「わが国は、……植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は……疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを表明いたします。」と述べられた。そしてこの内容が1998年の日韓共同宣言において、韓国金大中大統領に向かって小渕首相から表明されたのである。これによって南の大韓民国との清算は基本的に果たされたと考えられる。

だが北の朝鮮民主主義人民共和国との清算はいまだなされていない。韓国との国交が結ばれてから43年が経過した。2002年、小泉首相が訪朝して署名した日朝平壤宣言に、「日本側は過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」と明記された。ついによりスタートが切られたのだが、この反省と謝罪に対応する措置はいまだ何もなされていないのである。

朝鮮北部への植民地支配の清算が日朝国交正常化の第一の課題である。

敵対と緊張の関係の終結 日本の植民地支配が終わったあと、朝鮮半島の南と北に1948年大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が誕生した。二つの国はそれぞれが全朝鮮の唯一の正統国家だと主張した。1950年朝鮮戦争が勃発した。武力統一をめざして、北が南に攻め込み、ついで南が米国とともに反撃し、北に攻め込んだ。しかし、中国の志願軍が参戦して、南と米国の軍は押し戻された。どちらの側からも武力統一はならず、朝鮮戦争は米中戦争とな

った。この戦争の際、日本はアメリカの占領下にあり、占領軍の命令で基地、物資、サービスを米軍に提供した。横田と嘉手納から飛び立ったB29が連日のように空襲し、北朝鮮の都市は廃墟と化した。日本の政府も国民も参戦したつもりはなかったが、北朝鮮の人々からみれば、日本は参戦国と見えたであろう。この戦争は1953年に停戦協定が結ばれて終わったが、平和条約はいまだ結ばれていない。1950年に生まれた日本と北朝鮮の敵対と緊張の関係はながくつづいたのである。

この敵対と緊張の関係を最終的に終わらせなければならない。これが日朝国交正常化の第二の課題である。

**拉致問題などの犯罪** 敵対と緊張の関係の中では不正常な、許されない事態が生じた。北朝鮮は日本の領海に工作船を送り込み、工作員を日本に侵入させ、情報収集をおこなった。工作船は正規のルートでは購入も販売もできない物資を調達し、持ち込むのにも使われた。そして70年代の後半から80年代初めにかけては、民主化運動がおこった韓国内に工作員をおりこむために、必要な日本語教師の獲得、日本人名義のパスポートの取得、北朝鮮長期定住外国人のための伴侣の獲得などの目的で、北朝鮮は日本で日本市民の拉致を行った。このような犯罪的な行為は停止され、謝罪がなされ、回復できる損害はすべて回復されなければならない。2002年北朝鮮の指導者は首脳会談の席上、日本の総理に対して、拉致と工作船の派遣の事実を認め、謝罪した。日朝平壤宣言には、「朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した」と述べられた。5人の原状回復が実現し、北朝鮮で生まれた家族も渡日した。拉致問題のなおのこる未解決な部分の解決が求められている。

**在日朝鮮人の人権問題** 日本には朝鮮の独立後多くの朝鮮人がとどまつた。ほとんどが南朝鮮の出身者であったが、政治的に北の朝鮮民主主義人民共和国を支持する人が多くいて、のちにこの国の在外公民であると考えるにいたった。50年代末以降この人々の中から9万人以上が北朝鮮に移住した。在日朝鮮人は南に祖先の墳墓をもち、北に肉親が生きており、自分は日本に生き続けている。このような在日朝鮮人が日本社会の一員として存在してきたことは不幸な日朝の対立時代に日朝間のパイプを維持するのに役割をはとしたと考えることができる。この人々に対する日本国家の政策はながいあいだ基本的に差別的、抑圧的であった。在日朝鮮人の子弟で、北朝鮮へ移住し

た者、その配偶者として同行した日本人妻は日本と往来できないままである。この人々と日本との往来が可能にならねばならない。

**核兵器開発問題** ソ連社会主義が終焉した1991年以来ソ連の核の傘からはずれた北朝鮮はアメリカの核兵器に対抗して核兵器の開発に向かった。一つには核兵器を実際に国防のために保有するためであり、今一つは核兵器保有への動きをアメリカとの関係を正常化するための外交の手段とするためであったと考えられる。米国との瀬戸際外交となり、1993 - 94年に戦争の危機が現出した。緊張の頂点で妥協が成立し、米朝の枠組み合意が結ばれた。しかし、2002年にはブッシュ政権の強硬路線に対抗して、北朝鮮はふたたび核兵器開発に向かい、2006年ついに核実験をおこない、核兵器の保有を声明した。

北朝鮮の核兵器開発をやめさせ、朝鮮半島の非核化を実現する東北アジア6カ国の協議は2005年9月19日に画期的な共通目標に関する共同声明を発するにいたっていたのに、この結果をまねいたのははなはだ遺憾である。だが北朝鮮の核兵器保有宣言のうちに米朝の直接対話が進み、2007年2月に重要な前進がなしつづけられた。いまは北朝鮮の核施設の無能力化と核開発の内容の「完全で正確な」申告という第二段階措置の完成が待たれている。

北朝鮮に核兵器開発保有をやめさせることは日本に生きる者にとって死活的な課題である。北朝鮮の核兵器はミサイルに搭載され、日本に向けられるものであるからである。すでに日本の自衛隊はイージス艦搭載のSM3、および地上設置のPAC3によるミサイル迎撃体制の配備を開始した。しかし、これは莫大な予算を要し、かつ確実に迎撃できる保障はないといわれる。軍事的オプションを求めるなら、日本も対抗的に核武装せよという議論もなされるかもしれない。このような道は日本国家にとって危険かつ至難であり、かつ自己のアイデンティティを失うにひとしく、採用不可能である。日本人とともに被爆した朝鮮人が1000人以上住む国が、広島長崎から60年もたった後に、核兵器をもって身を守るという方向に新たに向かうのをやめさせられないとしたら、それはアメリカの失敗でも、中国の失敗でもなく、日本の失敗、日本政府と国民の失敗である。

北朝鮮の核兵器開発は小型核弾頭搭載ミサイルの開発配備と深く結びつく。平壤宣言では、核ミサイル問題を関係諸国間の対話を通じて解決をはかるという精神をうたい、それに従って、北朝鮮はミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も延長することを誓約していた。これが2006年に破られたのであるからには、あらためて再誓約がなされるべきである。

核ミサイル問題の解決は日朝国交正常化の第三の課題である。

### 3 これまでの国交正常化の努力の評価

1970年代から90年代まで 国交正常化のためのよびかけは最初北朝鮮の側から、1955年に南日外相の声明でなされたが、日本側ではいわゆる帰国事業に応じる以外は一切応えなかった。日本は大韓民国との交渉をつづけ、1965年に日韓条約を結んだ。韓国政府は大韓民国が朝鮮半島における唯一の正統政府だと主張したが、日本政府は、ついに同調せず、大韓民国を休戦線の南のみを有効支配している国家であると認めにとどめた。つまり休戦線の北側には別の国家があると日本は認識していたのである。ただし、その国家とは外交関係をもたないと決めていた。大韓民国も朝鮮民主主義人民共和国もそれぞれ自らが朝鮮半島における唯一の正統政府だと主張していたので、韓国と国交をもつ日本が北朝鮮と国交をもつことは不可能であった。

それでも1971年には北朝鮮からのあらたな呼びかけもあって、日朝友好議員連盟(久野忠治会長)が結成された。翌72年日中国交樹立がなり、南北共同声明が発せられると、日本政府も北朝鮮からの代表団の入国を次々に認め、関係正常化への動きが進んだ。しかし、北朝鮮側の貿易代金支払い遅延が発生し、他方で、金大中拉致事件などによって、南北関係が緊張した。日朝関係は停滞するようになり、韓国で軍政に対して始まった民主化運動に、北朝鮮は変革の期待をよせ、関心を集中させた。

1980年代末韓国の民主化がなしつれられ、かつソ連でペレストロイカがはじまったのちに、1990年、植民地支配に対する反省謝罪を掲げて訪朝した金丸・田辺代表団は、北朝鮮側と国交正常化交渉を開始する合意に到達した。日朝国交交渉が1991年1月よりはじまった。

だが、この交渉は日本が拉致問題を持ち出したことに北朝鮮が反撥したこと、北朝鮮の核問題をとりあげることをアメリカがもとめたことで、92年11月の第8次会談でうち切られた。以後7年5ヶ月の長きにわたり中断されたままであった。2000年4月に再開されたが、その年のうちに3回会談ただけで、ふたたび中断された。

小泉首相の訪朝と日朝平壤宣言 2002年9月、1年ほどの秘密交渉の末、小泉首相が訪朝し、金正日委員長とのあいだに日朝平壤宣言に調印した。両国首脳は日朝国交正常化の早期実現に向かって努力することを約束した。日本の総理は朝鮮植民地支配がもたらした損害と苦痛に対して反省謝罪し、北

朝鮮の指導者は拉致と工作船の派遣をみとめて謝罪した。日本は国交正常化のあと、経済協力をおこなうことを約束した。北朝鮮はミサイル発射のモラトリアムを継続することと核問題では既存の国際的取り決めを守ることを約束した。画期的な前進がはたされたのである。

だが、日本国の大手メディアと国民感情は平壤宣言のあとで、北朝鮮に対する反撥・反感の方向にはげしく動いた。10月には、5人の生存者が一時帰国したが、この人々を日本にとめおくことが決定された。日本政府内の強硬な人々は、北朝鮮の経済困難、食糧難に対して冷笑的な態度をとり、北朝鮮は圧力を加えれば屈服するという見通しをもって、国交交渉を停止し、5人の家族の帰国の要求を最後通牒的につきつけた。北朝鮮は圧力に屈せず、交渉は途絶したままとなった。

事態の打開をはかるために、2004年5月小泉首相がふたたび訪朝した。そ

## 対北朝鮮全面輸出禁止措置のもと行われている不当な規制

「制裁措置」は、北朝鮮のミサイル発射に対するものとして、2006年、小泉政権末期に発動され、安倍政権下において「法の厳格適用」とともに徹底的に強化されました。「万景峰92号」の入港禁止は在日朝鮮人の高齢者や病弱者の祖国往来の道を絶ちました。さらに、再入国許可申請時の差別的な扱いや朝鮮総聯関連施設への固定資産税減免措置の取り消しなどとして、エスカレートの一途をたどってきました。

### 制裁強化の流れ

2006年7月 「万景峰92号」の入港禁止、航空チャーター便の日本への乗り入れ禁止

2006年10月 すべての朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）籍船の入港禁止、北朝鮮からの全面輸入禁止、北朝鮮国籍保有者の入国禁止、朝鮮総聯幹部の再入国禁止

（2007年4月、10月、2008年4月、10月にそれぞれ半年間延長措置）

2009年4月 北朝鮮への送金の報告基準額を3000万超から1000万超に。北朝鮮への持ち出し金の報告基準額を100万超から30万超に。制裁期間を6か月から1年以上に

2009年6月 朝鮮への全面輸出禁止

2009年6月16日、麻生内閣が閣議決定した北朝鮮に対する輸出全面禁止措置「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮への輸出禁止措置等の実施について」は、貿易に対する規制というよりも、郵便物や小包、生活必需品の送付などを不当に規制するもので、実際的には日朝間の家族の繋がりや友好交流を完全に封鎖しています。日本政府の「制裁」は、日朝関係を悪化させ、在日朝鮮人の権利を著しく侵害し、生活を脅かす結果をもたらしています。



万景峰92号

して、4人の家族をうけとり、曾我さんの家族との第三国での面会の約束、のこる安否不明者の再調査の約束をとりつけた上で、25万トンの食糧援助と1000万ドルの医療援助を約束して帰国した。その年11月、再調査の結果が知られ、横田めぐみさんの遺骨とされるものが渡された。しかし、12月、日本側のDNA鑑定によって別人のDNAが検出された、本人の遺骨ではないと発表された。それとともに、日本政府は北朝鮮に抗議し、食糧人道援助を打ち切り、拉致被害者は全員生きているとの前提で、被害者全員の帰国を要求するに至った。

安倍内閣による制裁措置 拉致問題の解決のために経済制裁を実施せよと運動団体は主張したが、政府はそれには踏み切れなかった。しかし、2006年、ミサイル発射と核実験がおこなわれたあと、北朝鮮船舶の入港の全面禁止、

#### 郵便局窓口の発送拒否や税関から送り返される

全面輸出禁止によって国際郵便発送が不当に規制された例として、在日朝鮮人の方が北朝鮮在住の子や孫、親族に食品、サッカーシューズ、タオル、衣類、市販の医薬品などを送ろうとして、郵便局の窓口で断られたり、後日、本局や税関から送り返される事態が生じています。

#### 出版物や郵便物が送り返される

また、部落解放同盟の機関紙「解放新聞」、女性会議の機関紙「女のしんぶん」など、北朝鮮に送ろうとした団体・会社の出発物や新聞が税関から返送されることも相次いでいます。

このほか、朝鮮新報社の「朝鮮新報」、チュニシアン思想研究所の広報資料、小川町企画の雑誌「社会評論」、活動家集団思想運動の機関紙「思想運動」、新社会党機関紙「週刊新社会」などが返送されたことが判明しています。

北朝鮮を仕向地とする全ての品目の輸出を禁止する措置は、日本国憲法や国際人権法に反する在日朝鮮人の基本的人権を踏みにじる非人道的な行為です。人道目的等の品目をはずすとしながら、実際は一切の品目の禁止をしています。郵便局が郵便物を取り扱はないということは、郵便法79条に反し、1年以下の懲役または30万円以下の罰金となる行為です。また、基本的人権である通信の秘密の侵害や検閲禁止に反するおそれも非常に強いものです。

#### 経済産業省が発表した 輸出禁止措置の内容

1. 北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止する。
2. 北朝鮮を仕向地とする第三国からの貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引について、経済産業大臣の許可義務を課すことにより、仲介貿易取引を禁止する。
3. 上記の措置のうち、人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとする。
4. 上記の措置は、平成21年6月18日から平成22年4月13日までの間、実施するものとする。

北朝鮮からの輸入の全面禁止、北朝鮮官吏の入国の原則禁止という制裁措置がとられた。さらに在日朝鮮人に対してとられてきた税の減免措置などの優遇措置を停止し、法律の厳密適用という名のもとでの在日朝鮮人、朝鮮人団体に対する圧迫とハラスメントが系統的に実施された。安倍内閣のもとで、拉致問題が「わが国の最重要課題」だと宣言され、全閣僚による拉致問題対策本部が設置され、拉致問題担当の首相補佐官が新設された。過去数年ほどに日朝間の人とモノの交流が断たれ、関係が敵対的になったことはなかった。

だが制裁はほとんど効果をもたなかった。日本と北朝鮮の貿易がすでに激減し、その欠を急増した中国と韓国との貿易がうめている中で行われたからである。制裁と拉致問題至上の態勢は、北朝鮮側の反撥を招き、日朝交渉を拒絶されるという結果を導いただけであった。

結局のところ、日本は、北朝鮮との間で1991年1月より国交交渉を開始し、途中7年5ヶ月もの空白をはさんで、11次の交渉を行ったが、いかなる前進もなかった。2002年9月17日と2004年5月22日の二度の日朝首脳会談は、日朝平壤宣言をまとめ、拉致被害者5人の原状回復と家族の渡日を獲得するという成果をあげた。以後の4年間は交渉らしい交渉もできず、結局北朝鮮に核兵器を保有されてしまい、経済制裁を実施したが、その効果は交渉を一層困難にしただけであった。安倍晋三内閣の強硬外交はいかなる成果もあげず、完全に行き詰まつたのである。

ここで政府と国民は根本的にこれまでの日朝交渉の考え方、進め方を考え直し、改めなければならない。



連絡会は、国交正常化に向けて対政府要請を重ねる（左・町村官房長官への要請－2008.4.9）とともに、民主党・社民党議員と連携してきました（右・丁世鉉さんと両者の懇談－2009.2.26）。

## 4 日朝国交正常化の考え方、方法と工程

対話と協力によって　日本は1945年に広島と長崎を経験し、原子爆弾のおそろしさを身をもって経験した。日本人は日本にいた朝鮮人とともに核兵器にあくまでも反対する責任を人類の前に負っている。また日本は憲法9条において、戦争と武力による威嚇または行使によって国際紛争を解決することを放棄している。金正日体制の転覆による正常化をめざすハードランディング路線はとることはありえないし、かつ現実的有効性はまったくない。国家間の問題は、平和的な対話と外交によって、国民的な友好と協力によって解決する以外に道はないということを再確認する他ない。

日朝国交正常化と核開発問題　北朝鮮に核兵器開発をやめさせる手段は外交と友好協力しかない。六者協議が最善の国際協力の道であり、日本の最大の外交手段は国交正常化である。六者は、「『行動対行動』の原則に従い、共同声明を段階的に実施していくために、調整された措置をとることで一致し」ている。日朝国交正常化はすでに六者協議の2005年9月17日共同声明の中で北の核兵器・核計画放棄と結合されている。日本として、「国交正常化を通じて北朝鮮の核兵器問題の解決をめざす」というふうに目標を設定すべきである。なお日本は拉致問題の未解決を理由に六者協議の合意のうち、第一段階での重油5万トンの提供を免除されてはいるしてきたが、第二段階までで総額100万トンの重油提供という国際合意は日本にとっても義務であることを忘れてはならない。

国交正常化は一日にしてなる外交行為ではない。国交正常化条約の締結、経済協力の開始そして完成といった過程からなる。経済協力は日韓条約にならえば10年間を要して終了する長期のプログラムである。国交正常化条約の締結からはじまるこの10年間のプログラムと北朝鮮の核問題の解決のロードマップをどのように調整結合するか考えることができる。

北朝鮮が最終的な核兵器・核計画の放棄に向かうどの段階で、国交正常化条約の調印をおこなうのが最適か、慎重に見極めなければならない。現在完成されようとしている六者協議合意の第二段階は、北朝鮮が核施設の無能力化と核計画に関する完全かつ正確な申告を行うことになっている。それに対してアメリカは北朝鮮のテロ支援国家指定解除、対敵通商法適用の終了を実施するということになっている。第三段階は北朝鮮の保有するプルト

ニウムの管理、運び出しと言われるが、その段階の見返りは何になるのかは、いまだ合意はない。核兵器の解体の開始は第四段階にくるのだろうか。日本はこのどの段階で国交正常化条約の調印に進むように求められるのだろうか。核兵器の解体がはじまったところで、国交正常化条約が調印されるなら、核兵器の解体がすすむにつれて、日本からの経済協力が毎年一定額づつ実施されていくということになるだろう。核兵器の解体は相当長期にわたると想定される。それが完了してからでなければ、国交正常化の過程に入らない、経済協力を行わないという進め方は、六者協議の段階的な進め方と適合的でない。いずれにしても、北朝鮮を核兵器の廃棄段階に入らせ、その代わり実利も与えるには、国交正常化のプログラムを核問題解決のロードマップとどのように調整結合するか、考え抜かなければならない。

拉致問題解決の考え方 同じことが拉致問題についても言える。拉致問題に対する考え方を真剣に見直さなければならない。日本政府に対して拉致問題の解決とは、何かという質問が国際的に提起されている。国民もメディアも一致した答えをもっていない。拉致問題の解決とは、北朝鮮が、 拉致したことを認め、謝罪し、二度とくりかえさないことを表明する、 拉致した人数、その状況、その人々の安否を明らかにする、 拉致された被害者（生存者）の原状回復を行う、生存者を帰国させ、その家族を渡日させる、 死亡した人の遺骨、遺品を返還する、家族による墓参を受け入れる、 拉致実行者を処罰する， すべての拉致被害者への補償を行う、ということである

このうち、もっとも基本的な は、2002年9月の平壌首脳会談で北朝鮮の指導者がおこない、13人を拉致し、うち8人が死亡し、5人が生存していると伝えた。さらに北朝鮮側は死亡したとされる8人については、二度の調査を行い、報告を日本側に提出した。しかし、この報告に対して日本側は多くの疑問を提起し、満足できる回答をえていない。つまり、 はなお終わっていない。 については、同年10月15日、北朝鮮側は生存者5人を一時帰国させた。2004年5月には5人の永住帰国を認め、家族を渡日させた。北朝鮮側としては、 を実施したつもりであろう。 については、北朝鮮側は松木薰さんと横田めぐみさんの遺骨を渡したが、いずれも日本側では本人のものでないとして、DNA鑑定をめぐる争いが続いている。したがって の実行に入ったが、日本側ときびしく対立している状態である。北朝鮮側は もすでに実施したと言うが、日本側から見れば、原さんを拉致したと考えられる辛光洙の問題もあり、納得していない。もっとも日本側は実行犯を引き渡せと

主張しているが、国交のある友好国との間でも犯罪者の送還は難しいことを考えれば、無理な要求であろう。　はいまだまったく触れられていない。

以上の検討から、拉致問題の解決のために北朝鮮側はすでに基本的な認識、謝罪、将来への誓約をおこなっていることを認めなければならない。被害者の原状回復という核心措置も、すでに生存者5人と家族を帰国させたということで相当程度実施したということになる。現在の最大の問題は死亡したといわれる人々の死亡の経過の説明に納得できない点があり、その点のさらなる解明のために再調査がもとめられるということである。北朝鮮で日本側当局者が加わって共同調査をするという提案もあるが、戦死した米兵の遺骨の調査と違い、拉致被害者の場合は共同調査は現実的でないだろう。それよりはたとえば横田夫妻ら拉致被害者が訪朝して調査することを含めるというような提案の方が現実的であろう。

もとより、生存者が隠されていると考えられるなら、その身柄の安全を確保して、帰国させるということが最大の目標となる。しかし、確実な証拠を出せない以上、生存者は返してほしいという要求をたえずくりかえしつつ、チャンスを待つほかない。拉致問題の解決も核問題と同様に国交正常化の過程でねばりづよく交渉していく、段階的に目標を達成するというふうにするのが現実的であろう。

まず制裁の解除を　日朝交渉の再開のためには制裁を解除しなければならない。現在の制裁は2006年の北朝鮮のミサイル発射と核実験に対して実施されたものである。北朝鮮の全船舶の入港禁止、北朝鮮の対日輸出全面禁止、北朝鮮国民の日本入国原則禁止を主たる内容としている。2008年4月11日町村官房長官が3度目の延長を発表したさいの談話では、「今回延長される措置を含め、現在我が国が北朝鮮に対してとっている措置は、北朝鮮側が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた具体的な行動をとる場合にはいつでも、諸般の情勢を総合的に勘案して、その一部又は全部を終了することができます」とのメッセージが含まれている。北朝鮮がミサイル発射と核実験をおこなわず、六者協議の共同声明に従うことを誓約し、六者協議で合意された第二段階措置を完成した場合は、アメリカがテロ支援国家指定を解除するのに合わせて、現在の制裁を解除するのが妥当である。

それと同時に、六者協議での共同負担にしたがって、日本も北朝鮮への重油供給を開始する必要があるであろう。また小泉首相再訪朝時に約束され、半分だけ実施されて、中止された食糧人道支援の再開も検討されるべきであろう。

在日朝鮮人への圧迫の中止を　対北朝鮮圧力としての在日朝鮮人とその団体に対する圧迫はただちにやめなければならない。安倍内閣の「拉致問題における今後の対応方針」(2006年10月16日)第3項「現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく」は数々の恣意的な圧迫を生み出した。これを一掃し、在日朝鮮人をわれわれのコミュニティの一員と考え、「共生」の道を求めていくべきである。総連本部の建物についても、正常化後の大使館の建物になると想定されているのであれば、それを接収し、競売にかけるという事態を回避して、総連側と話し合いを行い、政治的な解決をはかるべきであろう。

個人への補償問題　歴史清算の問題では、国交樹立以前の前倒し措置として、植民地支配の被害を受けた被害者に対する個別的措置の実施にはいることがのぞましい。韓国に対しては日韓条約で合意された経済援助の他に、サハリン残留韓国人、在韓被爆者、慰安婦に対する政府措置がとられた。強制動員労働者への遺骨の返還は現在行われている。したがって、北朝鮮に対して、国交樹立以後の経済協力とは別に、個別被害者のために措置をとることが必要である。北朝鮮側は拉致問題の解決について、国交正常化交渉再開以前に具体的措置をとっている。日本側でも、植民地支配の被害者に対して個別措置を実施することがバランス上も妥当である。もとより平壤宣言で表明された日本側の反省と謝罪を裏付けるものとして、北朝鮮の国民によい印象を与えるだろう。拉致問題解決の　の補償問題を交渉するためにも、植民地支配の被害者への個別的措置を行うことが必要である。被害者はすべて高齢であり、本人がこの世を去れば、もはや個別的措置をとることはできないのだから、措置の実施の遅延は致命的である。

まず慰安婦被害者については、アジア女性基金が韓国などで行った措置と同じ水準の措置をすることは、日本政府にとって容易であるはずである。首相のお詫びの手紙を添えて、韓国やオランダで実施された程度の医療福祉支援(300万円)を実施するのが妥当である。在朝の被爆者に対しても被爆者援護法を適用することが可能であるが、そのためには渡日して被爆者手帳の交付を受けなければならない。この点について何か智恵がみつけられねばならないだろう。強制動員労働者の遺骨返還などは北朝鮮に対しても急いで実施することができる。家族が受け取りのため渡日するさいには、付き添いの要員の入国は認めないというような態度はとるべきではない。

## 5まとめ

日朝国交正常化は日本と北朝鮮の関係を正常化するものである。その意味では日本がアジア諸国との間で二国間の過去の関係を清算することを長くつづけてきた努力の最後をなすものである。しかし、いまや日朝国交正常化は核ミサイル問題の解決を課題にふくむことによって、東北アジア6カ国の共通の関心事となっている。アメリカ、韓国、中国、ロシアがその成功をのぞんでいる。

1990年代はじめにはアメリカがまず北朝鮮が核開発を進めているのではないかと疑惑をいだき、北朝鮮との日本の交渉を牽制した。韓国の金泳三大統領は日朝関係が南北関係よりも先行することにブレーキをかけてきた。2002年にもアメリカ・ブッシュ政権は北朝鮮を交渉の相手と認めず、小泉訪朝による日朝打開の動きを牽制した。

いまやアメリカは政策を転換し、米朝国交正常化を最終的な交換条件として段階的に北朝鮮の「非核化」を進めるという方針を採択している。韓国は対北包容政策の金大中政権が登場してのち、日本に日朝国交正常化を勧める政策に変わったが、盧武鉉政権時代にはむしろ韓国の対北和解政策が急進展し、日本の姿勢との差が拡大していた。そこで李明博政権の登場によって、韓国が「宥和」政策から「強硬」政策に変わると見る考え方が日本の一部には存在するが、一方的な期待以上のものではない。むしろ北朝鮮の完全な「非核化」をあくまでも追及するという政策目標を立て、かつそれを平和的手段、非軍事の手段で解決するという李明博大統領の方針と福田首相の方針の共鳴可能性はかつてなく増していると考えられる。

他方でかつては「唇歯の関係」「血で結ばれた同盟」と言われた中国と北朝鮮の関係も北の核実験後の国連安保理決議に中国が賛成したことに見られるように、是々非々の関係となっている。中国も北朝鮮の「非核化」を実現することに強く執着している。ロシアも北朝鮮との関係を再構築しながら、慎重に「非核化」をもとめて説得をつづけている。

したがって、いまではすべての国が六者協議の前進を願い、日本が拉致問題ばかりに目を奪われた外交から脱して、日朝交渉を軌道にもどすことを願っている。米韓中露の指導者は日本国の代表者に拉致問題解決への協力を求められるたび毎に、表面的には共感する姿勢を示しながら、それは日本が自分で交渉して解決するしかないと嘆息しているだろう。

いまは、むしろ日米間の見解の乖離を北朝鮮に利用されないようにするためにも、米朝交渉の後追いをする受動的な外交姿勢を改める必要がある。日朝国交正常化に積極的になることが、歴史認識をめぐってなお問題を抱えている日韓両国民の未来に向けた協力をも可能にするのである。

日本は日朝国交正常化交渉を真剣に進めることを通じて、核ミサイル問題の解決に貢献し、六者協議の中でイニシアティヴを発揮することができる。そうなれば、遠からず、広島で六者協議の会合を開くことも可能になるだろう。北朝鮮の代表に広島の原爆資料館を見てもらうことは意義深いことである。

六者協議の2005年9月19日共同声明は北朝鮮の核問題の解決の先には東北アジア6カ国の安全保障協力のしくみを考えることを明記している。朝鮮半島の平和と協力は東北アジアの平和と協力の軸であり、カナメである。日朝国交正常化は、まさに日本がこの地域の未来の構築に積極的に、主体的に、戦略的に関与していく大きなステップを踏み出すことなのである。

われわれは1991年に日朝交渉をスタートして以来、多くの歳月を無為にすごした。2002年からの失われた6年はとくに致命的である。いまは目下の有利な条件を生かして、前進すべきときである。2010年、われわれは韓国併合百年の記憶の年を迎える。この年までに朝鮮民族と日本国家の関係に決着をつけなければならない。日朝交渉はそのとき開始後ちょうど20年となる。日朝国交正常化条約の調印を2010年までに成し遂げる必要がある。そのためには、日朝交渉の進展と六者協議の進展をはからなければならぬ。

- |         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 1945. 8 | 日本敗戦で朝鮮半島解放                              |
| 1948. 9 | 朝鮮民主主義人民共和国建国                            |
| 1950. 6 | 朝鮮戦争始まる                                  |
| 1953. 7 | 休戦協定締結。                                  |
| 1972. 7 | 統一原則うたう南北共同声明                            |
| 1991. 9 | 南北が国連に同時加盟                               |
| 2000. 6 | 初の南北首脳会談。共同宣言                            |
| 2002. 9 | 小泉首相訪朝。金総書記が日本人拉致認め謝罪                    |
| 10      | 拉致被害者5人が帰国                               |
| 2003. 8 | 第1回六者協議                                  |
| 2004. 5 | 小泉首相が再訪朝                                 |
| 2005. 9 | 六者協議、北朝鮮核兵器放棄など共同声明                      |
| 2006. 7 | 北朝鮮、弾道ミサイル発射                             |
| 10      | 北朝鮮、核実験を実施                               |
| 2007. 2 | 六者協議、初期段階措置合意                            |
| 10      | 六者協議。原子炉など3施設の無能力化と核計画の申告をうつた第2段階合意      |
| 10      | 2回目の南北首脳会談。「南北関係発展と平和繁栄のための宣言」           |
| 2008. 6 | 日朝実務者協議、拉致再調査、制裁解除など合意                   |
| 10      | アメリカがテロ国家指定解除                            |
| 2009. 4 | 北朝鮮「人工衛星」ロケット発射めぐり非難の国連安保理議長声明。北朝鮮六者協議離脱 |
| 5       | 北朝鮮、2回目の核実験実施                            |
| 6       | 国連安保理、核実験非難決議                            |
| 8       | クリントン元米大統領訪朝                             |
| 10      | 温家宝中国首相訪朝                                |
| 12      | ボズワース米特別補佐官訪朝                            |

---

朝鮮植民地化100年を機に 日朝基本条約締結を  
編集 日朝国交正常化連絡会  
発行 フォーラム平和・人権・環境  
〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内  
Tel:03-5289-8222 Fax:03-5289-8223  
E-mail:peace-forum@jca.apc.org  
ホームページ <http://www.peace-forum.com/nitcho/index.html>  
メーリングリスト <http://groups.yahoo.co.jp/group/nitcho/>  
2009年12月発行

---